

阪南市介護保険事業者における事故発生時の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成12年法律第123号）に規定する介護保険指定居宅サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、特例地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅支援事業者、指定介護予防サービス事業者、基準該当介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、特例地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設（以下「介護保険事業者」という。）が行う介護保険適用サービス（以下「サービス」という。）の提供中に発生した事故について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）（以下「運営基準」という。）に定めるところにより、当該介護保険事業者が市長に事故報告（以下「報告」という。）を行う場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（介護保険事業者のとるべき措置）

第2条 介護保険事業者は運営基準に基づき、発生した事故の状況等を速やかに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（報告の対象）

第3条 報告を行う対象となる事故は、サービス提供中（送迎を含む。）に発生した利用者又は入所（入院）者（以下「利用者等」という。）の事故とする。

（事故の範囲）

第4条 報告を行う事故の範囲は、介護保険事業者の過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 骨折若しくは縫合が必要な外傷若しくはそれ以上の重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
- (2) 食中毒又は感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第4項に規定する三類感染症、同

条第5項に規定する四類感染症、同条第7項に規定する指定感染症及び同条第8項に規定する新感染並びにインフルエンザ、ノロウイルス、かいせん及び結核をいう。)が発生した場合

(3) 職員(従業者)の法令違反、不祥事等が発生した場合

(4) 震災、風水害、火災等により、サービスの提供に影響する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合(報告)

第5条 介護保険事業者は、事故が発生した場合は、速やかに市長に対し、電話等の手段により連絡しなければならない。

2 介護保険事業者は、前項の連絡後概ね1週間以内に介護保険事故報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 介護保険事業者は、事故処理が終了した場合は、介護保険事故対策報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(事故対策)

第6条 介護保険事業者は、発生した事故に適切に対応するため、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

(1) 事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアル等の整備及び従業者への周知

(2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策

(3) 前2号に掲げるもののほか、事故の発生を防止するための措置

(他機関への情報提供)

第7条 市長は、事故報告等の内容に関して、大阪府又は大阪府国民健康保険団体連合会等に情報提供することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、報告の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。